

## 居宅介護支援重要事項説明書

<令和5年10月1日現在>

### 1 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社イマジン
代表者名	山中 真司
所在地・連絡先	(所在地) 京都市東山区福稲高原町18- 1 1階 (電話) 075-561-2023 (FAX) 075-606-5611

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ケアプランセンター結ノ歩
所在地・連絡先	(所在地) 京都市東山区福稲高原町18- 1 1階 (電話) 075-708-3308 (FAX) 075-606-5611
事業所番号	2670800503
管理者の氏名	二井 勇樹

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1人	1人			
介護支援専門員	1人	1人			相談業務・給付管理等

#### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	東山区、下京区
------------	---------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8：30～17：30
営業しない日	土・日・祝日・12月29日～1月3日

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ その他業務相談

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者から直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

- ・当事業所の地域区分は5級地です。（単価：10.7円）

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	40件未満	11,149円/月	14,477円/月
II	40件以上60件未満	5,574円/月	7,243円/月
III	60件以上	3,349円/月	4,344円/月

※ II と III について：40件以上の部分について算定

- ・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
初回加算	300単位	3,210円/1月
入院時情報連携加算 I	200単位	2,140円/1月
入院時情報連携加算 II	100単位	1,070円/1月
退院・退所加算（I）イ	450単位	4,815円/1月

退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	6,420円／1月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	6,420円／1月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	8,025円／1月
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	9,630円／1月
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月2回限度に200単位	2,140円／1月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円／1月
通院時情報連携加算	50単位	535円／1月
特定事業所加算（Ⅰ）	505単位	5,403円／1月
特定事業所加算（Ⅱ）	407単位	4,354円／1月
特定事業所加算（Ⅲ）	309単位	3,306円／1月
特定事業所加算（A）	100単位	1,070円／1月
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,337円／1月

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

要介護状態にある方の依頼を受け、その心身状況、置かれている環境、ご利用者及びその家族の希望等を勘案し、自立した生活が送れるよう居宅サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう各サービス事業者等との提供が確保されるよう、各サービス事業者等と連絡調整そのほかの便宜の提供を行います。またご利用者などが介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介などの便宜の提供を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。

### (2) 運営方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努め、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行います。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行い事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に

努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講じます。

利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行います。

### (3) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	利用者様の直面している課題等を評価し、利用者様に説明のうえ、ケアプランを作成します。  また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 二井 勇樹 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話：075-703-8803
当法人相談窓口	窓口責任者 山中 真司 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話：075-561-2023
東山区役所 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日8：30～17：00 電話番号：075-561-9187
下京区役所 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日8：30～17：00 電話番号：075-371-7228

京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090
----------------	--

## 7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先（家族等）	氏 名（続柄）	( )
	住 所	
	電 話 番 号	

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者 住 所 京都市東山区福稲高原町 18- 1 1 階  
事業者（法人）名 株式会社イマジン  
事 業 所 名 ケアプランセンター結ノ歩  
(事業所番号) 2 6 7 0 8 0 0 5 0 3  
代表者名 山中 真司 印

説明者 職 名 介護支援専門員  
氏 名 二井 勇樹 印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所 京都市南区西九条南田町 51 番地 2  
氏 名 印

(署名・法定) 代理人 住 所  
氏 名 印  
(利用者との関係： )